

新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業の実施について

令和5年4月28日付けで厚生労働省から、令和2年10月23日付け健康局長通知の別紙「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」の改正について通知があった。この改正により、これまで都道府県が実施してきた新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業を区市町村において実施することとなった。

ついては、中野区において、新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する診療所に対して新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業を実施する。

1 支援内容

新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する診療所に対し、以下のとおり支援を行う。

- ・週100回以上の接種を令和5年5月1日から7月2日、7月3日から8月31日のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円の支援を行う。

※上記の取組にかかる支援を受ける診療所は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していることを必要とする。

2 予算措置

今回の国通知による実施期間は8月31日までであるが、年度末までの延長を想定し、令和6年3月末までの経費を予算計上する。

3 今後の予定

令和5年7月上旬	診療所に対して当支援事業の実施について通知
7月下旬	5月1日から7月2日接種分の実績報告書の受付
8月下旬	実績確認、支援金支払い
9月以降	順次、実績報告書に基づき、支援金支払いを実施（見込み）